

座議発第A12号

令和8年4月22日

座間市議会 議会運営委員会

委員長 竹田 陽介 殿

座間市議会議長 松橋 淳郎

議員の職員に対する不適切と思われる行為及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究について（諮問）

次の事項について、地方自治法第109条第3項の規定に基づき、諮問します。

- 一 議員の公務上の職員に対する不適切と思われる行為に関する調査